

なく容易に読み書きを爲し得ること明瞭であつて、國民議會の決定に依り土國文字として羅馬字を採用し之を法律上の公用文字として使用することは夫れ自身に於て進歩の階梯に重要な一段落を爲すものである。斯くて土耳其語に新なる生活力を與ふることに依り第三國民議會は單に土耳其の歴史に於てのみならず人類の歴史に於て顯著なる存在を爲すものである。

羅馬字採用により吾人の識者及愛國者の貢ふべき大なる義務は我國の民衆が読み方書き方を學ばんとして表せる熱心なる希望を充分に援助することに在り。吾人は洩れなく公私の場合逢遇せる文字なき人々に読み方書き方を授けねばならぬ。今後數年ならずして吾等は過去數世紀間民衆の要求して而も實現し得ざりし成功を收めんこと日を見るが如く明かであると信ずる。余は文盲なる吾等同胞を救ふ爲めに一教師となることの精神的満足は吾輩の全身に溢れて居る。云々

支那

東三省の易幟と奉吉黑熱河四省政府委員の任命

奉天派と國民政府側との妥協交渉は過般來邢士廉、王樹翰の兩氏が奉天派代表として南京に至り國民政府と交渉しつゝあつたが兩氏の歸奉後張學良氏に於て直接電報を以て國民政府と應酬し結局東三省及熱河に關する懸案を大體。(甲) 明年一月一日より青天白日旗掲揚の事。

(乙) 東北に邊防司令を設け張學良氏を東北邊防司令長官に張作相、萬福麟兩氏を副司令として軍政を掌攝する事。(丙) 民政は東三省全體を統轄する重要政務を處理する爲現在の保安委員會の如きを存續して張學良氏を主席とする事、及其の人は先づ中央に示しその同意を得る事。

(丁) 奉天、吉林、黑龍江の各省には政務委員十三名を置き人選は張學良氏に於て推薦し奉天省は程文選氏を、吉林省は張作相氏を、黑龍江省は常蔭槐氏を各主席に推す事。

(戊) 熱河を省に改め東三省とは別個の政治を布き湯玉麟氏を主席とし委員七名中熱河一名、東三省三名、國民政府側一名、軍隊側一名を入れ奉天より東邊道尹鄭克莊、遼瀋道尹佟兆元氏等を選定し熱河の軍隊は湯玉麟、鄭澤生の兩氏及熱河固有の軍隊を七旅とし國民軍を熱河に入れぬ。

等にて解決し張學良氏は民國十八年元旦を以て易幟の事に決定して青天白日旗十萬を急造した處十二月二十八日蔣介石氏より一月一日に改旗するとせば民國十八年となり統一完成の年に決行せぬ時は無意義となる故此際二十九日より至急改旗を斷行せられたしと急電があつた爲張學良氏は直に張作相、萬福麟、常蔭槐氏等三十餘名と最高幹部會議を開き最早延期の言葉なき爲遂に二十九日より改旗斷行を決定し二十九日朝七時を期し全城一致して青天白日旗を掲揚す

ると共に大要次の如き通電を全国に發し別に南京政府に易幟改制實行の旨を報告するに至つた。

從來張作霖大元帥の戦へるは反共産黨の爲にして三民主義に反對せるものにあらず、且故大元帥は常に和平統一を念とし之が實現を切望し居たりしは去る五月末日臨終に際して發せる遺言狀を見るも瞭かなり。然るに今國民政府を見るに共産黨に反對し清鄉清黨に努力しつゝあり、這は相互往復せる信書により明瞭なる事なれば茲に我等は前大元帥の遺志を繼承し南北統一の爲三民主義を奉じ國民政府に服従し旗幟を易ふる事を宣明す。

此處に於て國民政府は十二月二十九日國民政府命令を以て東北遼防正副司令奉天、吉林、黑龍江、熱河各省政府委員等の任命を次の如く發表した。

- 一、東北遼防軍事長官
  - 任東北遼防軍司令長官 張學良
  - 任同 副司令 張作相
  - 任同 同 萬福麟
- 一、奉天省政府委員
  - 程文選 陳文敷 張振鷺 王毓桂 劉鶴齡
  - 彭志雲 高紀毅 王鏡寰 王樹常 高維嶽
  - 邢士廉

- 主席 程文選
- 兼民政廳長 陳文敷
- 兼財政廳長 張振鷺
- 兼教育廳長 王毓桂
- 兼農礦廳長 劉鶴齡
- 兼建設廳長 彭志雲
- 一、吉林省政府委員
  - 張作相 章啓槐 榮厚 王莘林 馬德恩
  - 誠允 孫其昌 鐘毓 王之佑 熙洽
  - 劉鈞
- 主席 張作相
- 兼民政廳長 章啓槐
- 兼財政廳長 榮厚
- 兼教育廳長 王莘林
- 兼農礦廳長 馬德恩

一、黑龍江省政府委員

- 常 務 員 常 蔭 槐 馬 景 桂 龐 作 屏 潘 景 武 高 家 驥
- 陳 耀 先 孫 潤 舉 李 彭 年 孫 炳 文 宋 文 郁
- 萬 國 賓

主 席 常 蔭 槐

兼民政廳長 馬 景 桂

兼財政廳長 龐 作 屏

兼教育廳長 潘 景 武

兼農礦廳長 高 家 驥

同建設廳長 陳 耀 先

一、熱河省政府委員

- 湯 玉 麟 邵 克 莊 梁 國 棟 佟 兆 元 李 元 等
- 鐘 鼎 臣 (他一名未定)
- 湯 王 麟
- 邵 克 莊

主 席 湯 玉 麟

兼民政廳長 邵 克 莊

兼建設廳長 梁 國 棟

兼財政廳長 佟 兆 元

兼教育廳長 李 元 等

兼農礦廳長

同建設廳長

兼財政廳長 修 兆 元

兼建設廳長 梁 國 棟

斯くて南京政府の東三省監政員周震麟、王用賓、董夢岩三氏は一月三日夜平奉線によつて來奉し尙奉天南京相互間の連絡に當る爲奉天側の烏澤聲氏が聯絡員に任名された。

尙組織改變後奉天にては奉天將軍公署を東三省黨部籌備處となし政治分會及省黨部設立の準備中であるが東北四省の最高機關となる東北政治分會は東北保安委員を其儘移す事となつたが省黨部の未だ成立せざる以前に政治分會と改稱する事が出来ない爲張學良氏は國民政府と協議した結果一月七日過渡辦法として東北政務委員會と改稱するに決定し尙國民政府の要求に基いて政務委員中に二名の南方派人物を加せしむる事となり同時に同機關の設立を見るに至つたが其願望は左の通りである。

東北政務委員會委員

- 主 席 張 學 良
- 委 員 張 作 相 萬 福 麟 湯 玉 麟 常 蔭 槐 袁 金 鎧
- 張 景 惠 翟 文 選 劉 尚 清 劉 哲 莫 德 惠
- 王 樹 翰 沈 鴻 烈 方 本 仁 何 成 澄 (以上一名南方派委員)

以上の委員の就任及各省政府委員の就任は南方の指導委員方本仁氏の來奉を待つて正式に行ふ筈であつたが方本仁

38 —  
氏病氣の爲來奉不可能となり周震麟氏が代つて執行する事となる模様にて南京政府に照會中であるが又省市縣各黨部の組織は目下籌備處に於て研究中であつて東三省より南京に派遣した研究員の歸奉を待つて實現を見、従つて政府委員も東北政治分會と改稱さるゝ事になるであらうと見られてゐる。

#### 膠東雜色軍隊の改編

膠東方面の情況は其後大なる變化がないが過般南京政府は譚曙卿氏等を膠東雜色軍隊の改編委員として派遣し該委員一行は膠濟鐵道南側なる諸城日照附近に蟠居する顧震、謝文炳、劉黑七氏等の雜軍を改編して一師を編成し譚曙卿氏自ら師長となりて該軍隊は名實共に蔣介石氏の勢力下に入る事となつたが元來山東の地盤は馮玉祥氏に屬すべき事に約束せられある爲蔣介石氏の麾下に屬すべき該改編部隊は當然他へ移駐せしむるの必要ある爲譚氏は中央より該部隊を江蘇山東の省境附近に移駐すべき命令を受け部隊の編制改正過剩兵員の淘汰等に移駐後に於てなす事とし諸部隊は十二月十日頃以來行動を開始し齊玉衡部(統數千六百)、舊劉志陸部(統數三千六百)は莒縣新安鎮附近に謝文炳部(統數千三百)は海州の北方嶺嶺、青口附近に、劉景堂部(統數六千)は沂州附近に向つて移動し顧震部(統數三千)は新安鎮附近に移駐せしむる事となつたが該部隊は準備未了の爲未だ行動を開始するに至らないが此等雜色軍隊の撤退に伴ふて膠濟鐵道南側の地區一帯はやがて馮玉祥氏の勢力下に入るわけである。尙現に壽光を根據とし逐次青州、昌樂、濰縣一帯に勢力を擴大しつゝある地方自衛軍の朱泮溱氏は地方人民に相當の信望を有し且つ地方自衛軍たる關係上馮

玉祥氏も容易に之を左右し得ざる状態にあつて該自衛軍が蔣介石氏の勢力下に歸すべきか或は馮玉祥氏の勢力下に入るかは目下の處不明とされてゐる。

#### 樊鍾秀軍の掃蕩

河南省西南部に在つた樊鍾秀軍は馮玉祥氏部下鹿鍾麟軍の壓迫を受けて湖北省と河南省との省境を通過して安徽省に移動し樊鍾秀氏は昨年十一月中上海に亡命したが其部下は安徽省西北部の蒙城、渦陽一帯の地方に駐屯してゐたが國民黨内一派の使喚を受けて山東々部方面に移動し海州方面に向はんとしたので馮玉祥氏は其出發以前に之を撃滅せんとして蔣介石氏等と協議し鹿鍾麟軍を以て河南より蔣介石氏部下第一集團軍第一師劉峙軍を以て安徽省宿州より攻撃する事となり十二月中旬東西より攻撃して之を掃蕩した由である。

#### 四川省重慶地方の戦亂

四川省にては昨年五月楊森、郭汝棟兩氏間に確執を生じて以來楊森氏を支持する鄧錫侯氏系の羅澤洲、李其相氏、郭汝棟氏を支持する劉湘、賴心輝氏等の間に戦亂打撃き郭汝棟、劉湘軍を敗つた楊森軍は重慶下流の涪州方面にまで進出し其附近一帯が戦禍の巻となつてゐた處同年九月末重慶の劉湘氏、成都の鄧錫侯、田頌堯兩氏同じく成都に在る劉湘氏の甥劉文輝氏等四軍長が劉湘氏の防区内なる資中に會して省内戦亂の防止、省内各軍隊の裁編、省政府の組織、川

康裁兵委員会の成立等を決議して國民政府の指令を仰いだ結果南京政府は十一月上旬四川省政府委員として劉文輝（主席）鄧錫侯（兼民政廳長）向傳義（兼財政廳長）謝持（兼建設廳長）任沔鴻（兼教育廳長）劉湘、田頌堯、黃復生、楊森、呂超、盧歸諦、熊驥、盧仲琳等の諸氏を任命し又劉湘、鄧錫侯、劉存厚、田頌堯、賴心輝、郭汝棟、楊森、胡若愚、劉文輝氏等を川康軍隊裁兵委員會委員に劉湘氏を同委員長、鄧錫侯、劉存厚の兩氏を同副委員長に任命した（第三卷第二十一號、第二十二號參照）爲資州會議及省政府委員の任命等に不満を有する第二十二軍長賴心輝、第二十軍長郭汝棟、邊防軍總司令李其相、全川江防司令黃隱、羅澤洲、謝德哉、劉丹五等の諸氏は聯合して省政府及裁兵委員會の成立に反對を聲明し同時に第二十一軍長劉湘氏第二十四軍長劉文輝氏を驅逐せんと刺策を連らし十二月中旬より重慶を上下兩方面より包圍攻撃せんとするに至り遂に同十八日夜重慶附近の各縣に亘つて劉湘氏の重慶軍とこれ等同盟軍との間に衝突を見るに至つた。然るに一方萬縣、開江方面一帶にあり同じく劉湘氏に不満を抱きながらも態度不明であつた楊森氏は同十九日より部下第九、第十兩師の行動を開始し梁山、墊江方面に進軍し省政府反對を聲明渝西に於ては劉文輝軍と賴心輝、李其相兩部と激戦するに至り各方面に戰鬪開始さるゝに至つた爲重慶軍不利に陥り劉湘氏は國民政府に楊森、賴心輝氏等討伐命令の發布を求むると共に援軍派遣を請ひ防戦に努め二十一日以來劉湘軍の主力は羅澤洲軍と激戦を交へて二十四日羅軍を漸次鄰水、慶安方面に敗退せしめたが楊森軍が重慶を距る江の南岸四五哩の地點に迫つた爲劉湘軍は江面に水雷を敷設して防禦に備へ各艦船の移動を禁止するに至つた。斯くて二十四日頃となるや楊劉兩軍の戰鬪愈猛烈となり兩軍の戦死者數百名に上り四川方面近年稀なる激戦を演出し民船三十

隻に分乘して重慶に迫つた楊森軍は劉湘軍の砲火により敗退したが形勢依然として重慶軍に不利にして劉湘氏は頻りに南京政府に援軍派遣を求めたので蔣介石氏は大いに怒り楊森氏其他の援軍を嚴重に處分せんと聲明するに至つた。然るに二十五日以来楊森、劉湘兩軍の主力が激烈なる戰鬪をなした結果は楊森軍利あらずして漸次敗退し重慶軍は二十七日長壽縣を占領し更に梁山墊江方面に向つて追撃中の處これより先南川方面に在つた郭汝棟氏が劉湘氏に加擔し涪州の楊森軍を衝かんとするに至つたので同盟軍側は劉文輝氏に對して敵意を有せざる事を示して其中立を要求し劉文輝氏は最初より中立の態度を取つてゐた鄧錫侯、田頌堯兩氏と戰局紛争反對の通電を發し鄧、田兩氏の同盟軍加擔を牽制し鄧錫侯氏は戰局縮小に關して李其相氏に協議すると稱し劉文輝氏の部下と共に二十二日簡陽に至り劉文輝氏は鄧錫侯氏の歸還と潼川に在る田頌堯氏の成都に來るのを待つて協定を行はんとし未だ成都より出動しなかつたが一月に入り重慶軍の一部隊及郭汝棟軍は涪州、鄧都、忠州を占領し一月五日午後萬縣に入城したので萬縣に在つた楊森軍は戦はずして梁山方面に撤退し重慶下流の長江沿岸一帶は劉湘軍の手に歸するに至つた。

尙今回の同盟軍の叛亂の背後には吳佩孚氏の刺策あるやに傳へられたが吳佩孚氏は十二月末通電を發して「外間自分が政治運動に關係しつゝあるが如く傳ふる者あるも全く謠言に過ぎず我既に老ひたり餘生を佛道に歸依し秦平の民たるを以て足れりとす。云々」

との旨を聲明した。

北平黨務指導委員更任問題

来る三月十五日南京に開かるべき國民黨第三次全國代表大會を前に控えて國民黨左右兩派の暗闘は各方面共に相當猛烈になりつゝあるが中央黨部を握る右派は各地の下級黨部に勢力を占むる左派を驅逐せんとし地方黨部の改組に着手し北平に於ても張繼、李石曾氏等が政治分會によつて活動しつゝあるに對して河北省黨部北平特別市黨部を牙城として其牛耳を握る左派の李樂三、李吉辰、黃如金氏等は兼ねて極左派として右派より注目され遂に閻錫山氏の工會解散事件に際しても共產黨の嫌疑を受け一時姿を晦ましたが最近に至るや再び活動を開始して其一派の跋扈甚しく學生聯合會總工會等を指揮して事毎に地方當局に反抗せしめ學生聯合會の北平大學接收反對事件反日會其他張繼氏を首領とする右派中の温健分子西山派の打倒を企て或は中央の決定した同盟會等舊革命黨員の入黨規定が愈右派の勢力を増大する事となるとして通電を發して反對運動をなすのみでなく最近潛入した多數の共產黨員と聯絡し共產黨員の策動俄に撥頭せんとする状態にあるため十二月二十日の中央執行委員常務會議は北平政治分會の進言に基き北平特別市黨務指導委員たる李樂三、黃如金、李吉辰、徐季吾、梁子靖氏等五名を免職し、閻錫山、商震、楊永泰、潘璋、方振武の五氏を後任指導委員に任命し又河北省黨務指導委員于國楨、劉權武兩氏を免職し卜哲民氏を綏遠省黨務指導委員に、劉瑞章氏を山西省黨務指導委員に轉せしめ新に張繼、李石曾、張蔭楷、王禮錫の四氏を後任に任命する事及其他全國の各地方黨部委員の一部更迭を決議したので北平各方面にては多大の衝動を與へられ殊に市黨部及省黨部の狼狽甚しく李樂

三氏以下罷免委員は極度に憤慨し十二月二十一日市黨部所屬各區指導委員の聯席會議を開いて右更迭反對の決議をなし翌二十二日聯席會議の名を以て胡漢民、戴天仇、陳果夫三氏及西山派を攻撃せる大要次の如き改組反對の通電を全國に發した。

今回の更迭は胡漢民、戴天仇、陳果夫が全國の黨權を把握操縱せんとする卑劣なる陰謀によるもので彼等は野心遂行の爲め腐敗分子たる西山派を始め無政府主義者、腐敗軍人等を引入れ秘かに幾多の團體を組織してその手足とし忠實なる黨員の剝滅を期して居る全國の忠實なる同志は一致奮闘して彼等を國外に追放すべし然らざれば國民革命の成功は永久に望まれぬであらう、云々

又一方に從來此等市黨部内の左派委員と合作して來た學生聯合會、反日會、商民協會、總工會及農工協會等の五團體は二十二日市黨部の召集にて大會議を開き中央黨部の命令に對して不當を鳴らし(一)于右任、丁維汾、汪精衛、何香濤氏等に電報を發して中央黨權の支持を求むる事。(二)改組反對を中央に電報する事。(三)胡漢民、戴天仇、陳果夫氏等の驅逐方を全國に通電する事。(四)汪精衛氏の歸國を促す事。(五)政治分會の撤廢方を中央に電請する事。(六)西山派の打倒を全國に通電する事。(七)各團體聯合辦事處を組織して反抗運動を開始する事。等の十五項を決議し夫々大々的反抗の氣勢を擧げ又北平總工會は二十三日各工會代表を召集して黨權擁護團の組織新任委員の市黨部接収拒絕其他數項を決議し場合に依つては各工會の罷工運動を以て中央に反抗せんとする氣配を示し更に總工會、學生聯合會、婦女協會、商民協會、農民協會等は聯名にて次の如き通電を發し別に又各工會執監委員聯席大會も亦同様の

意味の通電を發し右派反對の氣勢を擧げた。

「胡漢民、陳果夫、戴天仇氏等は其地位を利用して黨務を把持し政局を操縦せんとし忠實なる同志を海外に驅逐し西山派を引入れ軍閥と結び私利を圖るのみでなく既に決定された全國代表大會を勝手に延期し直言者を處罰する等武斷的暴行に至らざる無く汪精衛氏は國民黨の柱石にして革命の功績顯著なるものあるにも拘らず今や奸賊に退けられ遠く異國に在り、于右佑、丁維汾、何香凝、朱霽青氏等は奸物に嫉視され自ら身を退けてをる。我々は右の諸氏を迎へ協力一致して禍亂の芽を摘まねばならぬ。然らざれば我等多年の苦心によつて成立した國民政府は彼等二三奸物に棄されるであらう。今回忠實なる黨員を排して新任された指導委員なるものは何れも軍人ではないか、軍を以て黨を統べる事は黨を亡すに等し。黨國の危機到る。全國民よ奮ひ立て、我等は微力ながら一切の犠牲を厭はず、全力を擧げて援助する事を惜まぬものである。」

かくて北平に於ては此等各團體の李石曾、張繼氏等に対する反感は極度に高まつたにも拘らず中央黨部の命は嚴として動かす北平特別市及河南省黨部新任委員は何れも一月七日より逐次就任せんとするに至り李樂三氏等罷免委員を中心とする各團體の反抗運動は其後全國各地とも其改組反對通電に對して大した澎起らざるのみでなく、却て廣東其他二、三地方黨部より斯の如く中央の命に反抗するは反革命の行爲であるとして痛烈に其不法を攻撃したる返電あり一方北平官憲の強壓的態度によつて罷免委員も大勢既に不利に赴けるを察し昨年十二月末以來俄に消極的となり來つた爲目下の形勢にては指導委員の交替も案外無事に行はれんとするもの、如くであつて、右の如く交代を見る時は

北平市黨部内左派委員の大部分は退出し且平津衛戍總司令及北平政治分會河北省政府等の首席當局者が黨部委員を兼任する事となる結果學生、工會等の暴行、反日運動等は少からず緩和さるゝに至るものと觀測されてゐる。

### 政治分會存廢問題解決

政治分會問題に關しては昨年八月の第五次中央執行委員全體會議に於て廣東派委員陳公博、顧孟餘、王法勤、王樂平、何香凝、潘雲超、柳亞子、朱霽青、周啓剛、李福林及郭春濤、恩克巴圖氏等十六人より政治分會撤廢を提議し同十五日の會議に於て民國十七年十二月末日を以て取消す事に決定されたのであつて其取消期日も漸く迫り來つた處十二月十一日北平政治分會主席張繼氏は中央黨部に對して政治分會取消延期を電請し來り、馮玉祥、李宗仁、李濟琛氏等も右取消延期の意見を有し、中央監察委員吳稚暉氏亦第三次國民黨全國代表大會が三月十五日に延期せられたるを以て政治分會の取消も三月十五日まで延期すればよしとの意見を有してをり事實上政治分會の撤廢は目下困難なる状態の下にある爲十二月二十七日中央執行委員常務會議は第三次全國代表大會の延期と國軍編遣事務の爲政治分會取消を民國十八年三月十五日迄に延期する事を決議し同時に各分會に對して分會暫行條例の規定を確保し行政系統を紊さざる様通告する事となり紛争を豫期された政治分會撤廢問題も延期となり無事解決したわけである。

### 前國務總理汪大燮氏逝去

前國務總理汪大燮氏は一月五日午後北京に於て逝去した。享年七十一歳である。次に同氏の経歴を示せば

汪大燮 (Wang Tai-ai) 字伯棠 浙江省杭縣人 (前清咸豐八年生れ)

學 歴 舉人出身

經 歴 前清時代總理衙門に主事として奉職中外交事務に當り光緒二十八年日本留學生監督として日本に渡來し同廿九年北京に歸り外務部參議を経て同三十年歐洲界學生監督として滯歐一年にして歸國外務部に入り同三十一年九月駐英出使大臣に任ぜられた同三十二年外務部右侍郎となり翌三十三年考察英國憲政大臣に任ぜられて渡英し同三十四年八月歸國し宣統二年郵傳部左侍郎となり同年五月日本公使となつたが民國二年歸國して陸宗輿氏と代つて同年九月十一日熊希齡内閣の教育總長となり同三年二月辭職して三月平政院長となり同年五月參政院議長を兼任、同五年六月袁世凱氏の没後段祺瑞内閣の交通總長に歴任、翌七年辭職同六年特派專使として大勳章を我陛下に贈呈し、同年七月伍廷芳の後を襲ひ段祺瑞内閣の外交總長となつたが同年十一月段總理と連袂辭職し後幣制局の設置する、や同局名譽顧問となり各種慈善事業に關係したが同七年十二月巴里平和會議の支那側外交委員長となり同九年一月勳三位に敘せられ同年秋中國赤十字社總裁となる。又北方五省飢饉救濟會々長を兼ね同十一年四月華府會議に於て決議された外交諸問題解決委員長となり同年六月十五日再び平政院長となる。同年八月十七日再び赤十字社總裁に復し十月勳二位に敘せらる、同十一年十一月二十九日山東問題協定の日支調印に際し一時的に國務總理に任ぜられ財政總長を兼任したが翌十二月十一日辭職三度平政院長に、同十二年一月教育減債基金委員に任ぜらる。段祺瑞の臨時執政時代十

四年一月全國防災委員會長となり孫寶琦氏の駐露大使となるや外交委員會長となつた。十四年四度平政院長兼文官高等懲戒委員會長となつたが十六年十一月辭職し。昨夏張作霖氏の北京撤退當時王士珍氏等と共に治安維持會を組織して北京の治安維持に努めた其他晩年は各種社會事業に關係し赤十字社副會長又は東方給湯協會副會長に擧げられた。

中華 滙業 銀行 の 休業

中華滙業銀行は一九一七年支那公司條例及銀行則例に據り支那政府の設立認可を経翌年二月より開業した。資本金日金一千万圓日支兩國人の均等出資にして營業年限三十箇年本店を北京に置き北京、天津、上海、奉天各地に支店を有し一般銀行事務を取扱ひ國際貿易の増進兩國爲替の便を圖るの外各種經濟借款、公債の發行引受等をも營み兌換券發行權をも有し日支合辦銀行中最も有力なるものであるが客年十二月十日遂に休業する事となつた。

曩之十二月一日より北平、天津、奉天等各地の支店に於て兌換請求、預金引出の請求があり相當混雜を來し巡警を以て警戒して居つたが十日より遂に一ヶ月間帳簿整理の爲めと稱し休業するに至つた。

滙業銀行休業の支那經濟界に及ぼした影響は豫想以上に甚大で各所に取付騒ぎを演じ中國、中南其の他二三を除く外の支那銀行發行紙幣は十一日から全部取引中止となつた位である。尙滙業は重役會議の結果更に休業する旨一月十日の新聞に廣告した。



### 列國對支那新條約の成立

#### 一、丁支修交通商條約

客年十二月十二日北京に於て王外交部長と丁抹公使との間に調印を了した丁支修交通商條約は正文五箇條並附屬聲明書三通(内一通は共同聲明書)より成り大體伊支條約及葡支條約と同様である。

#### 二、葡支友交通商條約

葡萄牙と支那間友交通商條約は客年十二月十九日南京に於て王外交部長及葡國公使間に調印せられた、其の内容は伊支條約(前號參照)と全然同一にして五箇條の正文と四通の附屬書とより成り其前文に於て兩國間四百餘年來の睦誼云々の字句あるに過ぎない。

#### 三、蘭支關稅條約

和蘭支那間の新關稅條約は十九日調印を了した、  
(一) 右條約本文は三箇條より成り第一條は諸支條約(前號參照)には單に版圖(Territories)とあるを本條約には版

圖(Territories)、屬地(Possessions)及植民地(Colonies)とした外諸支條約第一條と同一にして第二條は本條約は蘭、支、英三國語にて作成し英文本文を以て正文と爲す趣旨を規定し第三條は南京に於て批准交換を行ふべきことを定めた外諸支條約第二條第二項と同じ、

(二) 附屬文書は三通にして即ち

(イ) 互に其の生産又は製造に係る貨物に關する最惠國待遇を約し右公文は條約其物と同一効力を有すべきものとした規定。

(ロ) 兩國間に現存する通商航海條約の改訂を行ふ場合に審議し又は取扱はるべき事項に關する共同聲明書。

(ハ) 特殊貨物に對する一年間の特殊稅率に關するもの。

#### 四、瑞典支那關稅條約

十二月二十日正午南京に於て瑞典と支那との關稅條約が調印された。

(一) 條約は三箇條より成り其の内容は諸支條約、伊支條約(前號參照)と同一。

(二) 附屬文書は貨物に對する最惠國待遇に關する交換公文にして其の内容は英支條約附屬書一の趣旨に同じ。

#### 五、英支關稅條約

新英支關稅條約は外交部長王正廷氏と英國公使ランソン氏との間に成立し、客年十二月二十日午前二時南京に於て調印を了した。

一、英國公使の國書捧呈

英國公使は當日午前十時英國總領事海軍司令官等一行五名の隨員を従へ國民政府會議廳に於て外交部長王正廷同次長唐悅宸及民國政府秘書長古應芳氏等列席の下に首席蔣介石氏に英國皇帝陛下の國書を呈した。尙下關磋商中の英國軍艦は禮砲を放ち支那軍艦も亦之に應答し公使通過の沿道は軍警多數を配し敬意を表すると共に警戒を嚴重にした。英國政府は新條約の調印並に國書捧呈に依つて國民政府の承認を事實上行つた形であるが之に就ては別に正式の宣言又は聲明の如きことを行はないが英國下院に於ける討論中同國外務次官が「條約が成立することゝならば其の必然の結果は國民政府の法的承認といふことになる」と述べて居るので支那側では條約調印と國書捧呈とを以て英國政府は事實上完全に國民政府に對する法的承認を終つたものと認め英國が列國に先んじて斯うした態度に出たことに對して非常に感激し喜んで居る又英國側にも今回の條約の成立を以て英支關係を健全なる基礎に置く確實なる第一階梯なりとし英國が曩に宣言した對支自由主義政策を愈々實行する機會が到來したものであると云つて居る。

二、英國側新聞論評

タイムズ紙は社説に於て英支關稅條約成立を祝し其の稅率を歐洲各國の夫に比較し新稅率は中正穩健なるものであると認め釐金廢止に關する支那側の誓約を喜び其の履行は今回の取極の重要なる部分であつて國民政府の政權確立に

資する所甚大であらうと論じて居る、又同紙は日本が未だ支那と新條約を締結しない事實に言及し英國が日本と共同行動を採らず單獨に行動した所以のものは英國が最近に於ける日英の外交提携に關する了解の文面及び精神に出來得る限り準據することを望んで居るが之に依つて英國の政策が改變されることを許さなかつたからであると述べて居る。

三、内容の概要

新英支條約は正文四ヶ條附屬書四通より成り其の内容の大概を摘記すれば左の通りである。

第一條 關稅自主承認

現行條約中支那が任意に稅率を定むることを制限して居る所の條款を廢棄し支那の完全なる關稅自主の原則を承認した。

第二條 輸出入稅に關する最惠國待遇確保

支那又は本條約適用の英國各領土内に於て其の輸出入貨物に對し關稅内地稅其の他に付内國人又は他國人より高率又は之と異なる課稅を強制されることなきを規定して居る。

第三條 噸稅

英國は支那の噸稅賦課權を強制する現行條約中の總ての條項を一律に廢棄することを承認し之と同時に兩國は噸稅に關し相互に他の孰れの國の船舶よりも不利なる待遇を受けざる旨規定して居る。

第四條 批准及効力發生時期並條文解釋に關する規定。

附屬書一

十二月二十日附英國公使ランブソン氏と國民政府外交部長王正廷氏との交換公文、條約を適用すべき英國領土内又は支那に於て產出製造されたる貨物にして其の一方に輸入又は輸出さるゝものは輸出入税、内地税、通過税及之に關する事項に付他の如何なる國の產出又は製造に係る貨物よりも不利益なる待遇を受けざること。

附屬書二

英國領域諸政府が支那の税率又は噸税に關し現行條約上有する諸權利を放棄することを認め又英國領域内に於て生産製造せられたる貨物は支那に於て最惠國待遇を與へらるべきこと並支那の生産品及製造品が英國領域に輸出せらるゝ場合に最惠國待遇を與ふることに關し國民政府の名に於て保障すること。

附屬書三

國民政府の採擇すべき國定關稅々率中從價税率又は特殊税率が一九二六年の關稅會議に於て審議の上暫定的に一致を見たる税率と同一なること、此等税率は英國品に課せらるべき最高税率なること、更に少くとも實施の日より一年間は最高税率たること及び右の税率は効力發生二ヶ月前に通告せらるべきこと、並支那政府は新税率實施後發金沿岸貿易税等一切の例外的課税は出來得る限り速に其の撤廢に着手すること。

附屬書四

新税率は支那の陸海の國境に適用し現に陸境より輸出入せらるゝ貨物に對して課せらるゝ特惠税率は新税率實施の日より撤廢すること。

六、佛支關稅條約

佛支關稅條約は客年十二月二十二日夜上海に於て佛國公使マルナル氏と國民政府外交部長王正廷氏との間に調印された、三箇條の本文及三通の附屬書より成る。

(一) 第一條及第二條は支那の關稅自主を認め最惠國待遇を約し版圖(Territories)を屬地(Possessions)植民地(Colonies)保護領(Protectorates)とせる外趣旨に於て諸支條約(前號參照)第一條第一項及第二項と同じく第三條第一項は本條約は佛支語にて作成し佛文本文を以て正文と爲す趣旨を規定し同條第二項は巴里に於て批准交換せらるべきことを定めた外諸支條約第二條第二項と同じ。

(二) 附屬書は左の事項を約して居る。  
(イ) 附屬書一、別表に列擧した支那貨物に對し佛蘭西の最低税率を引續き適用すること及支那が佛の最低税率適用を希望する其の他の貨物に付ては追て協定税率の商議を爲すべきこと。

(別表)  
一、純絹織物。二、純絹シヨール。三、純絹クレープ。四、純絹ツル織物。五、純絹飾紐類。六、胡椒。七、カ

レ。八、茶等

(ロ) 附屬書二、(一)印度支那關係三協約に代はるべき新條約締結の爲め何時にても商議し得ること。新協約締結迄印度支那國境關稅の現狀維持。(二)新稅則實施後は可成速に釐金を廢止すること。(三)支那の賠償借款償却には關稅剩餘の一部を以て充當すべく支那政府は之に對し相當の處置を執ること。  
(ハ)附屬書三、一九二九年三月三十一日迄に印度支那に關する新協約を締結し得べきことを希望し印度支那國境制度は縱令新協約が成立に至らざるも前記期日以降は廢止せらるべきこと。

七、西班牙支那間修交通商條約

十二月二十七日に南京に於て調印された西支修交通商條約は本文五箇條交換公文一件並内地居住及土地所有權に關する聲明書三件より成り其の内容は伊支條約及同附屬交換公文(前號參照)と全然同趣旨である。

資料

支那五省裁釐辦法

一、五省釐金會議

支那國民政府財政部が十二月十四日以來南京に召集した江蘇、浙江、福建、安徽、江西五省の釐金會議は前後四日間に亘つて開催され種々裁釐辦法に就て討論したが其議決した主なる事項は、(一)釐金撤廢後は特殊の貨物に對して新稅を設け之を特殊消費稅とする事。(二)釐金撤廢期日を三期に分ち民國十八年二月迄を第一期として釐金の一部を撤廢して一部の消費稅を施行し四月迄を第二期として第二次撤廢を行ふと共に特殊消費稅の一部を増加施行し更に六月迄を第三期として釐金撤廢及特殊消費稅を完全に施行する事。(三)特殊消費稅は各省財政廳の派遣する財政特派員に於て主管する事。(四)砂糖類特殊稅、織物稅及出廠稅(生産稅)の三種は財政部直接に之を管理し財政部の辦理前は財政特派員に於て之を兼ね管理する事。(五)特殊消費稅は財政部の許可を得て各省の要地に徵收局を設け原則として一律に之を徵收し從來の釐金の如く一物に對し一局を設くるの弊害を除く事。(六)特殊消費稅品目を油、茶、紙、錫箔、海產物、陶磁器、植樹、畜產(耕作用家畜及家畜を除く)、藥劑、漆、毛皮、大口の礦產物(礦產稅により徵收す)、鹵、絹絲稅